

平成 26 年 1 月 14 日

特別用途食品の表示許可について

消費者庁では、本日、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 26 条第 1 項に基づき特別用途食品の表示許可を行いましたので公表いたします。
今回許可を行ったのは、別紙の 2 件です。

（参考）

特別用途食品とは、乳児、幼児、妊産婦、病者等の発育、健康の保持・回復等の特別の用途に適する旨を表示して販売される食品です。特別用途食品として販売するためには、その表示について国の許可を受ける必要があります。

詳しくは、<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin88.pdf> を御覧ください。

本件に関する問合せ先

（担当）消費者庁食品表示企画課 塩澤、守谷

TEL : 03-3507-9222（直通）

FAX : 03-3507-9292

H P : <http://www.caa.go.jp/>

(別紙)

番号	区分	商品名	申請者	許可を受けた表示内容	許可番号
1	えん下困難者用食品 (許可区分 I)	エンゲリード アップルゼリー	株式会社大塚製薬工場	本品はえん下困難者に適したゼリーです。	第25006号
2	えん下困難者用食品 (許可区分 I)	エンゲリード グレープゼリー	株式会社大塚製薬工場	本品はえん下困難者に適したゼリーです。	第25007号